

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者外部評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者外部評価委員会(以下、「外部評価委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 傍聴席の定員は、会議の都度、座長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 外部評価委員会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 傍聴希望者は、傍聴申出書(様式1)に氏名及び住所を記入し提出しなければならない。

4 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

なお、傍聴希望者全員を傍聴人とする場合において、前項の規定により集合させた傍聴希望者以外にも、傍聴希望者がいたときは、先着順に、定員に満つるまでの者を傍聴人とする。

5 前項の規定により決定された傍聴人に傍聴券(様式2)を交付するものとし、傍聴人は、会議を傍聴している間は傍聴券を所持しなければならない。

6 外部評価委員会の公開は、外部評価委員会において決定するため、会議が非公開と決定された場合は、傍聴することはできない。また、会議の途中で、一部非公開とされた場合は、速やかに傍聴席から退場しなければならない。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審査を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審査の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に外部評価委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、外部評価委員会において定める。

附 則

この要領は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月17日から施行する。

(様式 1)

		No. _____
神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者外部評価委員会		
傍 聴 申 込 書		
		年 月 日
団体・法人名	_____	
氏 名	_____	
住 所	_____	
(住所は、市区町村名のみとしてください。)		

(様式 2)

傍 聴 券		
神奈川県立かながわ労働プラザ 指定管理者外部評価委員会		
年 月 日		